



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
11月8日
第562号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課).....	1
滋賀県統計調査条例に基づく県統計調査に係る調査票情報の提供(観光振興局).....	1

○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課).....	2
大規模小売店舗立地法に基づく県の意見の公告(中小企業支援課).....	3
公共測量実施公告(監理課).....	4

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告(大津・南部).....	5
土地改良区役員退任公告(大津・南部).....	5

告 示

滋賀県告示第377号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年11月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
一般財団法人近江愛隣園今津病院	高島市今津町南新保87番地1	一般財団法人近江愛隣園	高島市今津町南新保87番地1	短期入所	令和6.10.1	2512200433

滋賀県告示第378号

滋賀県統計調査条例(昭和26年滋賀県条例第7号)第8条の規定に基づき、次のとおり県統計調査に係る調査票情報の提供を行った。

令和6年11月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 調査票情報の提供を受けた者の氏名または名称 国立大学法人滋賀大学
- 県統計調査の名称 令和3年度滋賀県観光統計調査(パラメータ調査)
- 調査票情報の利用目的 滋賀大学におけるデータサイエンス教育と観光振興に資するためのデータ分析
- 利用する調査票情報を特定するために必要な事項 全データ
- 調査票情報の利用期間 提供を行った日から令和8年3月31日まで
- 調査票情報を提供した年月日 令和6年9月25日

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年11月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 レイクサイドガーデン 大津市萱野浦3304-19 ほか10筆
- 変更した事項
 - 変更前 株式会社デコーレ 兵庫県神戸市垂水区本多聞3-5-8 代表取締役 森本美佐子ほか7者
 - 変更後 株式会社デコーレ 兵庫県神戸市垂水区本多聞三丁目5番8号 代表取締役 的場義行ほか5者
- 変更年月日 令和3年7月20日および令和6年10月23日ほか
- 変更の理由 小売業者の代表者変更および住所表記の変更等のため
- 届出年月日 令和6年10月23日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - 縦覧期間 令和6年11月8日から令和7年3月10日まで
- 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 令和7年3月10日
 - 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和6年11月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 レイクサイドガーデン 大津市萱野浦3304-19 ほか10筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 和歌山県和歌山市中之島1518番地中之島801ビル5階 代表取締役 山田茂
- 変更しようとする事項
 - 変更前
 - ア 駐輪場の位置 届出書の添付図面記載のとおり
 - イ 荷さばき施設の位置 届出書の添付図面記載のとおり
 - ウ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 64.67㎡
 - エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - ア 株式会社カネスエ商事 午前10時から午後11時まで
 - イ 株式会社デコーレ 午前10時から午後11時まで
 - ウ 株式会社ゾーンプラス 午前10時から午後11時まで
 - エ 井上義宣 午前10時から午後11時まで
 - オ 株式会社モリコーポレーション 午前10時から午後11時まで
 - オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 駐車場① 午前9時30分から午後11時30分まで(一部、午前9時30分から午後10時まで)
 - イ 駐車場② 午前9時30分から午後10時まで
 - カ 駐車場の自動車の出入口の位置 届出書の添付図面記載のとおり
 - キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設① 午前6時から午後9時まで
 - 変更後
 - ア 駐輪場の位置 届出書の添付図面記載のとおり

- イ 荷さばき施設の位置 届出書の添付図面記載のとおり
- ウ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 64.6㎡
- エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
- (ア) 株式会社カネスエ商事 午前7時から午後10時まで
- (イ) 株式会社デコーレ 午前10時から午後10時まで
- (ロ) 株式会社ゾーンプラス 午前10時から午後10時まで
- (ハ) 井上義宣 午前10時から午後10時まで
- (ニ) 株式会社モリコーポレーション 午前10時から午後10時まで
- オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (ア) 駐車場① 午前6時30分から午後10時30分まで(一部、午前6時30分から午後10時まで)
- (イ) 駐車場② 午前6時30分から午後10時まで
- カ 駐車場の自動車の出入口の位置 届出書の添付図面記載のとおり
- キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設① 午前0時から翌午前0時まで(24時間)
- 4 変更年月日 アについては平成28年4月1日、イおよびウについては令和4年7月1日、エ、オおよびキについては令和6年11月28日、カについては平成16年4月5日
- 5 変更の理由 ア、イおよびウについては施設配置変更のため、エ、オおよびキについては新規テナント入店に伴う施設運営方法等変更のため、カについては駐車場出入口計画変更のため
- 6 届出年月日 令和6年10月23日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
- 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
- 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
- 大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
- (2) 縦覧期間 令和6年11月8日から令和7年3月10日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和7年3月10日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第4項の規定により同法第5条第1項の規定による届出をした者に対して県の意見を述べたので公告する。

令和6年11月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)守山ハズイタウンAB街区 守山市金森町字大苗472番 ほか35筆
- 2 県の意見の概要
- (1) 届出書添付書類の交通予測資料の22ページでは、平日の来店台数を休日の来店台数の6割と設定されているが、その根拠を具体的なデータをもとに明確に示しつつ、その適正性について説明を行うこと。また、必要に応じその設定を見直し、結果に基づき再度交通量予測を行ったうえで、必要な渋滞等の対策を講じること。
- (2) 現状の交通量調査の結果においても、守山高校北交差点において休日を中心に渋滞が発生することが懸念されるため、同交差点における交通負荷の軽減のため、信号現示の変更や来店のみならず退店経路の実効性確保のための誘導員の常時配置、各出入口における入出庫方向の再検討、退店時の迂回ルートの設定等も含め、実効性のある具体的な渋滞対策を十分に検討した上で講じること。
- 3 県の意見の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
- 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
- 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
- 守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
- (2) 縦覧期間 令和6年11月8日から令和6年12月9日まで

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第4項の規定により同法第5条第1項の規定による届出をした者に対して県の意見を述べたので公告する。

令和6年11月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)アヤハディオ新守山店 守山市金森町字前石ナ田562番の一部 ほか9筆
- 2 県の意見の概要
 - (1) 届出書添付書類の交通予測資料の22ページでは、平日の来店台数を休日の来店台数の6割と設定されているが、その根拠を具体的なデータをもとに明確に示しつつ、その適正性について説明を行うこと。また、必要に応じその設定を見直し、結果に基づき再度交通量予測を行ったうえで、必要な渋滞等の対策を講じること。
 - (2) 現状の交通量調査の結果においても、守山高校北交差点において休日を中心に渋滞が発生することが懸念されるため、同交差点における交通負荷の軽減のため、信号現示の変更や来店のみならず退店経路の実効性確保のための誘導員の常時配置、各出入口における入出庫方向の再検討、退店時の迂回ルートの設定等も含め、実効性のある具体的な渋滞対策を十分に検討した上で講じること。
- 3 県の意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
 - (2) 縦覧期間 令和6年11月8日から令和6年12月9日まで

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第4項の規定により同法第5条第1項の規定による届出をした者に対して県の意見を述べたので公告する。

令和6年11月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)守山ハズイタウンD街区 守山市金森町字下部459番 ほか33筆
- 2 県の意見の概要
 - (1) 届出書添付書類の交通予測資料の22ページでは、平日の来店台数を休日の来店台数の6割と設定されているが、その根拠を具体的なデータをもとに明確に示しつつ、その適正性について説明を行うこと。また、必要に応じその設定を見直し、結果に基づき再度交通量予測を行ったうえで、必要な渋滞等の対策を講じること。
 - (2) 現状の交通量調査の結果においても、守山高校北交差点において休日を中心に渋滞が発生することが懸念されるため、同交差点における交通負荷の軽減のため、信号現示の変更や来店のみならず退店経路の実効性確保のための誘導員の常時配置、各出入口における入出庫方向の再検討、退店時の迂回ルートの設定等も含め、実効性のある具体的な渋滞対策を十分に検討した上で講じること。
 - (3) 予測地点Dにおいて、騒音の夜間最大値が超過することに対して、一般車両が通行可能な市道に面していることから生活環境に与える影響が小さいと整理されているが、最も近い住宅における影響について再予測を行ったうえで、必要な対策を届出書に記載されたい。
 - (4) 騒音予測するにあたって、「24時間営業をしているセブンイレブンは、道路、市民ホール、警察署、他店舗に囲まれており、また大きな騒音源がない」として、同店舗にかかる設備が対象とされていないが、対象として考慮した上で、必要な対策を講じられたい。
- 3 県の意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
 - (2) 縦覧期間 令和6年11月8日から令和6年12月9日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年11月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(3D都市モデル作成)
- 2 作業の地域 長浜市唐国町、月ヶ瀬町、大寺町、中野町、三川町、宮部町、大井町、西大井町、桜町、柿ノ木、長田町、新旭町、酢、五村、田町
- 3 作業の期間 令和6年10月21日から令和7年3月14日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年11月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、UAVレーザ測量、地上レーザ測量)
- 2 作業の地域 近江八幡市竹町、東横関町、東川町、蒲生郡竜王町西横関、西川
- 3 作業の期間 令和6年10月28日から令和7年3月28日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近江八幡市長 小西 理から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年11月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(修正数値図化)
- 2 作業の地域 近江八幡市長命寺町、中之庄町、津田町、南津田町、宮内町、円山町、北之庄町、浅小井町、安土町常楽寺、安土町下豊浦、安土町桑実寺
- 3 作業の期間 令和6年10月31日から令和7年3月31日まで

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、野洲川下流土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和6年11月8日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶 野 正 徳

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	富 田 眞 至	野洲市須原79番地
監 事	川 崎 敏 和	同 市五之里111番地

土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、野洲川下流土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年11月8日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶 野 正 徳

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	栢 木 進	野洲市永原838番地1

